

富士市手話言語条例

令和4年3月30日
(条 例 第 1 6 号)

言語は、互いの感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、ろう者は、これらを音声言語ではなく手話により行ってきた。

しかしながら、これまで手話が言語として認識されてこなかったことから、ろう者は、意思の疎通、情報の取得等において、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約において、手話は言語として定義され、国内でも障害者基本法が改正され、手話は言語として位置付けられたが、手話は言語であるとの認識が広く共有されているとはいえない。

そこで、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を使用することができる機会を確保し、ろう者が安心して暮らすことができる市を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的な事項を定めることにより、ろう者を含む全ての市民が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、聴覚に障害がある者で、手話を言語として日常生活又は社会生活を営むものをいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、次に掲げる事項を前提として、全ての市民が相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

- (1) 手話が独自の体系を持つ言語であること。
- (2) ろう者は、手話による意思疎通を図る権利を有し、その権利は、尊重されなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を普及し、並びにあらゆる場面での手話による意思疎通並びにろう者の自立した日常生活及び社会参加の機会を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域社会で共に暮らす一員として、手話への理解を深め、ろう者が暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により策定する富士市障害者計画に、次に掲げる施策について定めるものとする。

- (1) 手話が言語であることの啓発活動、手話による意思疎通に関する広報活動その他の手話に対する理解を深めるための施策
- (2) 手話による意思疎通の機会の拡大、手話による情報取得の機会の拡大その他の手話を使用しやすい環境の構築を図るための施策
- (3) 手話を学ぶ機会の提供、手話通訳者の処遇への配慮その他の手話による意思疎通支援者を確保するための施策
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

第8条 市は、前条に規定する施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針の策定、施策の実施状況の点検又は施策の推進方針の見直しを行うときは、ろう者、学識経験者その他市長が必要と認める者から意見を聴取するものとする。

3 市長は、毎年度、施策の実施状況を公表するものとする。

(学校における理解の促進)

第9条 市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話について学び、又は触れる機会を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

(財政措置)

第10条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。